

処分基準整理票

処分名	浜大津公共駐車場における駐車場使用の拒否	
根拠法令名	道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例 (平成8年9月30日条例第25号)	(条項) 第8条
基準法令名		(条項)
所管部署	建設部 建設監理課 駐車場グループ	
【処分基準】		
・文書の名称【 】		
・掲載図書等【 】		
・内容 ☐ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載		
[浜大津公共駐車場における駐車場使用の拒否]		
浜大津公共駐車場における駐車場使用の拒否は、同条例同条に該当することを基準とし、同条第3号については次の事項に該当する場合をいう。		
(1) 設置している駐車区画に駐車が困難と認められる車両の場合。		
(2) 他の車両の駐車場利用を妨げるおそれがある車両の場合。		
(3) 駐車料金を支払う意思がない場合又は、支払いを偽る意図があった場合。		
(4) 大音量で音楽を流すなど騒音を発生させている場合。		
(5) 車両を駐車する目的以外での利用をしようとした場合。		
(6) 公序良俗に反する行為を駐車場内で行うおそれがある場合又は、行った場合。		
(7) 防犯上の問題を引起す行為をするおそれがある場合又は、行った場合。		
(8) 許可無く駐車区画以外の場所に車両を駐車している場合。		
(9) その他、管理者が利用者や駐車場の安全と管理運営に支障をきたすと判断した場合。		

< 参考 >

【根拠条例】

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例

第8条 第10条の規定に基づき駐車場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を拒否することができる。

- (1) 自動車が発火性、引火性又は爆発性のある物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。